

第 6 審 査

1 不利益処分の審査請求

令和2年度においては、新たな審査請求が2件あり、前年度から繰り越した3件と合わせた5件のうち2件について処理を行い、年度末における係属事案は3件となっている。

審査請求事案の処理状況は、次のとおりである。

| 区分 | 事案名 | 請求年月日 (請求人数) | 処 分 理 由 | 審理方式 | 処理年月日 | 処理結果 |
|----|----------------|-------------------|---------|------|-----------|------|
| 県 | 懲戒免職取消 請求事案 | R1. 10. 17 (1) | 淫行 | 書面審理 | R2. 7. 16 | 処分承認 |
| 県 | 減給処分取消 請求事案 | R1. 12. 2 (1) | 信用失墜行為 | 書面審理 | R3. 3. 11 | 処分承認 |
| 委託 | 懲戒免職取消 請求事案 | R2. 1. 27 (1) | 公金着服 | 書面審理 | 継続 | |
| 委託 | 懲戒免職修正 請求事案 | R2. 8. 24 (1) | 個人情報流出 | 書面審理 | 継続 | |
| 委託 | 懲戒免職修正 請求事案 | R2. 11. 4 (1) | 傷害 | 書面審理 | 継続 | |

2 勤務条件に関する措置要求

令和2年度においては、新たな措置要求はなく、前年度から繰り越した2件について処理を行い、年度末における係属事案はない。

措置要求事案の処理状況は、次のとおりである。

| 区分 | 事案名 | 要求年月日 | 要 求 理 由 | 処理年月日 | 処理結果 | 備考 |
|----|--------------------------|------------|---------------------------------|-----------|------|----|
| 委託 | 時間外勤務手当の支給 | R1. 12. 12 | 土曜日の庁舎移転作業は事実上拒否できないものであった | R3. 2. 22 | 棄却 | |
| 県 | 36協定の適切な運用等及び受動喫煙防止対策の徹底 | R2. 2. 16 | 過半数代表者を辞退したい、敷地内全面禁煙なのに喫煙が解禁された | R2. 4. 1 | 却下 | |

3 公務災害補償の実施についての審査の請求

令和2年度においては、新たな審査の請求はなく、また、係属している事案もない。

4 職員の苦情の処理

令和2年度においては、24件の苦情相談があった。

その内訳は、次のとおりである。

| 区分 | 任用関係 | 給与関係 | 勤務条件・ サービス関係 | 厚生福祉 関係 | 公平審査 関係 | パワハラ・ セクハラ等 | 計 |
|----|------|------|-----------------|------------|------------|----------------|----|
| 県 | 1 | 1 | 1 | 2 | | 5 | 10 |
| 委託 | 2 | 5 | 1 | 1 | | 5 | 14 |

5 退職手当の支給制限等の処分に係る意見

令和2年度においては、意見聴取の申出はなく、また、係属している事案もない。